

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について

本日、近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されました。

については、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、県立学校の教育活動を以下のとおりとしますので、対応願います。

記

1 教育活動

(1) 本県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行わない。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。

(2) 下記の感染防止対策を徹底する。

- ・感染のリスクが高いとされている活動（下記★参照）は行わない。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる。
- ・児童生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。など

★令和3年1月8日付け2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」P.3～5 参照

2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。

また、活動時間は、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。

(2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。

参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 心のケア

今年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施）
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

<本件連絡先>

○感染防止対策に関すること

体育保健課保健安全担当（078-362-3789）

○修学旅行に関すること

高校教育課生徒指導班（078-362-3778）

○運動部活動に関すること

体育保健課学校体育班（078-362-3787）

○文化部活動に関すること

高校教育課生徒指導班（078-362-3778）

○心のケアに関すること

高校教育課生徒指導班（078-362-3778）

高校教育課教育指導班（078-362-9444）

○大学受験に関すること

高校教育課教育指導班（078-362-3898）